

[研究ノート]

私たちの社会福祉学

—滝村雅人先生の教えを胸に—

Our “Social Welfare”

—Engraving the teachings of Professor Masato Takimura on our mind —

兼田 美幸・定行加保里・水野 和代・古山 萌衣
酒井 教子・平野 仁美・野口 史緒・佐々木裕子
増田 洋介・石井 (岡) 久美子・吉田 幸恵

Miyuki Kaneda Kaori Sadayuki Kazuyo Mizuno Moe Koyama
Noriko Sakai Hitomi Hirano Fumio Noguchi Yuko Sasaki
Yosuke Masuda Ishii (Oka) Kumiko Yuki Yoshida

はじめに (吉田)

1. 障害児とその家族の生活問題を構造的に把握する視点 (兼田)
2. 社会福祉の視点で捉える地域の子育て支援 (定行)
3. 特別支援教育政策における対象認識 (水野)
4. 特別な教育的ニーズのある青年たちへの「学び」の保障 (古山)
5. 統合保育実践研究を生かした保育者の育成 (酒井)
6. 仏教保育実践研究を進めることへの導き (平野)
7. 社会福祉の対象課題とは (野口)
8. 「精神障がい者の地域生活支援」に取り組む過程から得た学び (佐々木)
9. 論文の作法——「である」と言い切ることと、漠然とした概念を使わないこと (増田)
10. 「高齢者介護制度」の変遷をまとめる中で見えてきたこと (石井 (岡))

おわりに (吉田)

要旨 本稿は、滝村雅人先生の指導を受けていた院生等11人が、先生への哀悼の意を込めて、生前賜った教えや研究内容について執筆したものである。

キーワード：滝村雅人教授、社会福祉対象論

はじめに

2015年12月16日、私たちの敬愛する滝村雅人先生がご逝去された。同年7月末に倒れられて以降、回復を信じて復帰を待っていた私たち院生等（元院生や研究員も含む。以下同じ）は、突

然の訃報に茫然自失の状態となった。数か月後、院生有志がゼミ生向けのささやかな偲ぶ会を開き、ご冥福を祈るとともにそれぞれの滝村先生への思いを確認した。その後私たちは、喪失感や悲しみを抱えつつも、各自の研究や仕事などに取り組む日々を送っていたのである。そんな折、名市大の吉村公夫教授から『人間文化研究』紀要第27号において組まれる滝村先生追悼特集への投稿を勧めていただいた。その後、滝村雅人先生の指導を受けていた院生等が、先生から賜った教えについて執筆し、それを一つにまとめたものを本稿として掲載させていただくはこびとなったのである。

滝村先生のご指導を受けていた院生等は、先生のご専門である障害者福祉・教育分野にとどまらず、高齢者福祉、社会的養護や保育をはじめとする児童福祉、精神保健福祉など、社会福祉の主要な分野について幅広く研究に取り組んでいた。そのため、本稿は、それぞれが専攻する分野に関して滝村先生から教えていただいた内容を執筆するものであるが、それは同時に、社会福祉分野の主要な部分を押さえたものとなっている。そこで、本稿のタイトルは、「私たちの社会福祉学 ―滝村雅人先生の教えを胸に一―」とした次第である。

本稿を通じて、私たち院生等が滝村先生から教えていただいたことや、先生への感謝の気持ちを表現するという貴重な機会を与えていただいた名市大の諸先生方にお礼を申し上げるとともに、本稿がささやかながらも恩師滝村先生へのご供養となり、ご家族はじめ残された方々へのお慰めになることを願っている。

1. 障害児とその家族の生活問題を構造的に把握する視点

障害児を授かり育てる経験を通して国の社会福祉に対する制度・政策に疑問をいだいた私は、滝村教授の門を叩いた。しかし、それは教授の研究業績を十分に理解した上ではなく、名古屋市立大学大学院が社会人にとって学びやすい環境であったことへの比重が大きかったことは否めない。滝村教授はそのような私に気付いていたと思うが、入学を認めてくださった。

入学後から学びはじめた滝村教授の教えは、私にとって難しいものであった。問題意識は明確であったため、修士論文のテーマは『障害児とその家族がかかえる生活問題』とすぐに決まった。障害児とその家族はくらしの中でどのような生活問題をかかえているのか、それはどうして発生するのか、解決するために有効な制度・政策は何か、というものである。それに関して教授は、「生活問題は資本主義社会において、労働者が構造的に担わされている労働問題に派生している問題」であり、「障害児とその家族は労働者の中でも最底辺を担わされている」、「生活をしていくための手段が整っていないから発生している問題」である、と教えてくれた。つまり、生活問題には、くらしの仕組みを取り上げるだけでなく、くらし自体を規定している家族の収入や労働条件、地域などよこのつながり、行政における整備の3要素にくらし自体が規定されているという、大きな枠組みで捉える視点が必要であり、その中でも最も大切なのは家族の収入や労働条件などの

経済的側面である、という。研究室で教授と話しているときは納得する。しかし、大学院を一步外に出て当事者生活が始まると、すぐに視点がぶれてしまう。障害児とその家族の生活問題には、祖父母の存在の有無が大きいのではないか、療育や病院など障害児が成長する機会がどれだけあるかが最も大きく関係しているのではないか…。そして、すっかり教授の教えを忘れて、また研究室に行くのである。教授は研究室で、いつもまず私の話を聞いてくれた。その後、「現象にとらわれず本質を見なさい」と、再び生活問題とは何かを繰り返し、繰り返し教えて私の軌道を修正してくれた。「当事者や社会人は経験が邪魔をして素直に学ぶことができない」と、静かだが厳然とした態度であった。

教授の視点が自分の中にふと落ちたのは休学中である。それまでの私は障害児を産んだ自分に負い目があり責任感を払しょく出来ずにいた。研究のために目を通すどのような良い研究も実践も、それを我が子に与える機会を喪失させてしまっている、と自責の念にさいなまれていたのである。しかし、そのような自分の側面が教授の教えを素直に学びとれていなかった原因であると気がついた。母親が障害児の療育や様々な付き添いを強いられ、その結果シングルインカムになって父親が労働に縛られ、兄弟姉妹のくらしにも影響を与え、家族が将来に不安を持つ生活をしているのは障害児を産んだせいではない。まさに、障害児を産んでも安心して生活をしていける手段が整っていないから発生している問題だったのである。しかも、この問題は資本主義社会の構造的な問題から発生しているのであって、誤解を恐れずに言いかえれば、私のせいではなかったのである。この気づきによって私は障害児を授かったことによる負の感情から全て解放された。そのみならず、教授の視点にたてば障害児家族みなが障害児を授かることによって生じる様々な感情から解放されると気づいた。そして、このような視点による研究こそ当事者である私がすべきだ、と研究者の端くれとして使命感さえ持ったのである。

残念ながらそのことに気づいたときには時間が足りず、修士論文に十分に反映することができなかったことは無念である。何より、これからも滝村教授に研究面においても実践面においても助言をいただけたと思って疑わなかったために、この度のことは本当に残念でならない。しかし、修士論文作成を通して身につけた障害児とその家族の生活問題を構造的に把握する視点は、今後生かせる場面はいくらでもある。なぜならば、私はこれからも当事者、実践者であることに変わりはなく、現場に立ち続けなければならないからである。滝村教授の教えを一人でも多くの障害児家族に伝えて、彼らをとりまく様々な感情から少しでも解放する。このことが、私のできる滝村教授へのせめてもの恩返しだと考えている。

（兼田 美幸）

2. 社会福祉の視点で捉える地域の子育て支援

子育て中の多くの女性が母親となったことで感じるこの「生き辛さ」は、一体何だろう。NHK

特集番組「ママたちが非常事態」で、子育て中の母親が「何の地獄かと思った」と語っていたが、この言葉は現在の母親達の気持ちを象徴している。出生率低下の危機感から子育て支援事業が全国的に展開されて久しいにも関わらず、母親の子育てが辛い状況は存続し、育児不安や育児負担が問題となっている。子育て支援事業の量的拡充は図られているが、母親に向けて真の「支援」となっているか、問い直される必要があると考える。母親の「育児不安」と「子育て支援の在り方」という問題意識について、どういう切り口でどのように研究すればよいのか、暗中模索の状態で研究室に伺いゼミに参加させて頂いたことが、社会福祉学との出会いである。

わが国では実際の子育てと子育て責任が母親に極端に偏っていること、母親役割が肥大化していること、母親自身のライフプランが描けないこと等の様々な文献やデータを報告した際、先生は「子育て＝母親」という感覚が、まるで日本中を覆っているかのようだね。」と話された。そして「母親を子育てに閉じ込める」という表現を度々なされたが、先生がご専門の「障害児」の母親にとって、これらの事はより深い問題であったと思返される。母親が一人で育児に頑張りすぎて疲れ果ててしまう状況が起きているのは、核家族化・地域の人間関係の希薄化・夫の長時間労働などの要因もある。しかし、最も大きく影響しているのは「子どもは母親が育てるべき」という日本独特の子育て観であると考えている。私が地域で行った乳幼児の母親へのアンケート調査では、約7割が「子育ては女性が向いている」と答え、理由に母性や女性の特質をあげている。そして、「子育ては母親でなければならない時期がある」と約7割の母親が考えており、その時期は3歳と1歳に集中し、母親にしか与えられない愛情・母子の特別な繋がり・母乳がその理由となっている。「3歳児神話」「母乳神話」が今の母親にも深く浸透しているのである。また、母親は「子育てに比重を」、父親は「仕事に比重を」、が理想の生活バランスと考えている。このことから、母親自身も「母性」に縛られ母親役割を背負いすぎ、育児不安・負担を深くしていると考えられる。

子育て支援は様々な分野で研究されているが、修論に直接参考になるものが見つけられず、社会福祉の専門誌には子育て支援をテーマとするものがあまり見当たらなかった。ゼミ旅行先で、先生が私達に「社会福祉とは何か」問われ、しばらくして「生活保障だよ」と話されたことがある。なるほど、「母親の生活保障（広義）」という角度から子育てを捉えてみると、母親の辛い状況が見えてくる。子育てに「母親の母性」を重視する日本社会では、女性の労働率Mカーブで示されるように、多くの母親が子育て期に仕事を辞め育児に専念する。それは、一時期の子育てのために、経済力・人間関係・社会との繋がり・達成感等多くを失い人生をリセットすることでもある。そして、「母親ならできてあたりまえ」のプレッシャーを背負って、仕事に忙しい夫抜きで、地域や親戚の手も無く、ベビーシッターも使わず、24時間自分を無にして、「母親でなければならない」子育てに孤軍奮闘するのである。子育て現場は時に修羅場であり、トイレを我慢したり、自分の通院を諦めたりと、とても最低限の文化的な生活とは言えない状況がある。あまりにも母親に偏重している子育てを社会化し、育てる親の生活やライフプランも含めて丸ごと支援することが求められている。このことが「子育て支援は社会福祉で考えなければ」と先生が話された意

味だと考えている。育児同様に女性が担ってきた介護は（介護保険なども整備され）社会化に向っている。しかし、育児は「母性」のこだわりにも阻まれ社会化が難しい。母親の辛い状況は、一人の人間として生活の保障がされていない制度・政策の不備や矛盾の表れである。

地域で行われている乳幼児の子育て支援は、「子どもは母親が育てるもの」という前提で行われる事業が多い。事業によって母親役割が強化されることがないように配慮し、母親の不安・負担を解消し家族を支える支援、子育ての社会化に繋がる支援を考えていく必要がある。子どものいる家族一人ひとりが大切にされる取り組みが、出生率の増加を目的にする支援よりも、育てる人に届く支援となり、結果的には子どもを産み育てたい人が増えるであろう。社会も母親自身も「母性」の縛りから自由になり、母親もライフプランを描き、社会の中で妻と夫が共に子育てできるよう、地域での子育て支援の在り方を研究したい。そして、先生の「現象でなく本質を捉えよ」「大学院で学んだ人材が現場に必要」の教えを胸に刻んで、誠実で温かい指導を頂いたことに心から感謝しつつ・・・研究を支援の実践に繋げていきたい。

（定行 加保里）

3. 特別支援教育政策における対象認識

近年、障害児教育において、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の発達障害のある子どもへの対応が喫緊の課題となり、2007年、特別支援教育がスタートしている。つまり、特別支援教育は、これまでの「特殊教育」における対象の子どもから、通常学級における「特別な教育的ニーズ」のある子ども達へと対象認識を拡大してスタートしたのである。

その背景には、制度・政策の狭間に放置されてきた発達障害児に対して、支援体制の確立を望む親の会を始めとする運動体の活動や2006年に国連で採択された「障害者権利条約」におけるインクルーシブ教育の原則等、国内外の動向が互いに関係しながら、政策主体¹⁾に影響を与えてきた経緯がある。

本稿では、日本における特別支援教育政策において、制度・政策の対象認識という視点がどのように組み込めるか論じることとする。

なお、本稿は、2010年前期に開講された滝村雅人先生の講義「社会福祉対象論研究」の際、滝村先生に御高覧いただいた文章を加筆・修正したものである。

特別支援教育は、2012年の文部科学省による全国実態調査²⁾において、通常学級における6.3%の学習・行動面で困難を示す子どもの存在が明確化したことで、本格的な検討が始まっている。このことは、教育現場での対象認識が先行し、制度・政策的対象認識が後追いした形となったことを意味している。

また、特別支援教育は、1994年のインクルーシブ教育を提唱する「サラマンカ声明」の影響を受け、「障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な対応を図る」（文部科学省

2003)として、一人一人の教育的ニーズに対応することが明言されている。

しかし、「障害のある児童生徒」に限定され、従来の盲・聾・養護学校および特殊学級の子も達に加えて、通常学級に在籍している学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の発達障害児が新たな対象になっただけであり、それ以外の子どもは、特別な教育的ニーズがあったとしても、その対象ではないのである。その意味では、対象がまだ限定的だといえる。制度・政策の対象となっているのは問題のごく一部であることがわかる。

また、通常学級に在籍している発達障害のある子ども達が実際に適切な支援を受けているかといえば、そうではなく、特別支援教育支援員の配置にしても地域格差が生じている(荒川 2010)。そのため、現在も、この特別支援教育の網の目にかからず、支援を必要としている子どもは多数いると考えられる。結果として、通常学級から特別支援学級・特別支援学校に移ることを余儀なくされ、従来の別学体制は変わっていないのである。つまり、政策主体が時代に合致するものとして発達障害児を政策対象として認識したが、実践現場の認識および基礎的環境整備は不十分であり、混乱を招いたといえる。

特別支援教育は、実際には、教育政策という狭い範囲で問題が捉えられているが、本質的には社会福祉政策の対象としての認識が不可欠であり、医療・社会福祉・労働の各機関が協力し、生涯にわたる一貫した支援体制の構築が必要である。

同様に、特別支援教育では、障害児のみを対象として考えているが、きょうだい児等の家族にも社会福祉の支援が必要である。問題は教育だけではなく、日々の生活の中にあり、対象認識として、当事者を取り巻く人々にも目が向けられるべきである。

特別支援教育政策を対象論的視点で見ることにより、課題がより明確に浮かび上がった。特別支援教育は、教育政策のみではなく、社会福祉政策の対象としての認識が不可欠であると考えられる。

また、日本政府は、インクルーシブ教育を基本とした「障害者権利条約」に2007年9月に署名し、国内法の整備に着手した後、ようやく2014年に批准している。特別支援教育政策の在り方を捉え直した上で、インクルーシブ教育に向けての法的整備・基礎的環境整備はもちろんであるが、政策主体の対象認識の拡大が必要だと思われる。

なお、本稿の主旨、紙幅の関係上、詳細な検討は別稿に譲りたいと考える。

滝村先生には、博士前期課程からご指導いただいた。厳しくも温かいご指導に、心からの感謝を表したい。滝村先生の教えを胸に、これからも研究を続けていきたいと思う。

(水野 和代)

4. 特別な教育的ニーズのある青年たちへの「学び」の保障

2009年、筆者を含め滝村ゼミの有志数名で、名古屋市立大学山の畑キャンパス内のバリアフリー調査を中心に学生支援をテーマにした調査を行った。これは現在、筆者が障がいのある青年へ

の教育について、研究テーマとして取り組むきっかけとなった調査である。当時、滝村先生は障がいの有無を問わず、学生から受ける学生生活等に関する相談に対して、どのように支援を行っていくべきか、フォーマル・インフォーマルの両面からの支援の充実について改めて考える必要があるということをおっしゃっていた。これはいつも熱心に学生指導にあたられていた滝村先生が、高等教育も含めて特別な教育的ニーズのある子ども・青年への支援が必要になっていることを実感し、問題意識をもっていらっしゃったからであると考えられる。そこで本論では、滝村先生も生前、研究テーマのひとつとして取り組まれていた「高等教育機関における障がい学生支援」について、その現状を整理したい。

現在、少子化を背景として高校卒業者数の推移は横ばいにある一方で、「大学全入時代」とも言われるように、その後の進路先として高等教育機関への進学率は上昇傾向にある。大学・短大、および同じく上級学校としての専門学校への進学率を含めると、高校卒業者のうち4人に3人は何らかの教育機関に進学している。

他方、特別支援学校高等部および高等特別支援学校の卒業者について注目すると、一般の高校卒業者と比較して上級学校への進学率は4.1%と低く、福祉施設の利用や就職を進路とする者の割合が圧倒的に高くなっている。特に知的障がいのある者の場合、上級学校への進学率はわずか0.05%以下となっている（文部科学省 2014）。同様に、知的障がい児や病弱児を主たる対象とした特別支援学校については、知的な障がい軽度の発達障がいのある子どもの在籍が増加傾向にあることが指摘される一方で、進学率には変化がみられない（文部科学省 2014）。そこには障がいのある青年に対する学校教育のなかで「早期就労・早期自立」の達成が第一に求められているということ、すなわち一般の青年たちと同様の高等教育機関への進学機会をもつことには依然として高い壁が存在しているということが課題として指摘できる。

しかしながら昨今、「障害者の権利条約」への批准および「障害者差別解消法」の制定といった動きを背景として、これまで義務教育段階の教育的支援を中心に検討され制度設計がされてきたわが国の障がい児・者教育について、青年期の教育のあり方も議論すべき課題のひとつとして認識されつつある。特に発達障がいのある学生への理解の広まりから、高等教育機関における学生支援の取り組みは徐々に広がりを見せている。これは社会性やコミュニケーション等に困難を抱える一方で、知的な発達の遅れはみられない（あるいは軽度の）発達障がいのある学生が全国の大学に少なからずおり、その支援の必要性が理解されるようになったことが大きな影響を与えていると考えられる。また一般の高等教育機関における現在の教育体制では難しい障がいのある学生に対する指導および彼らの学びの充実を求めた見晴台学園大学（法定外）など、一般学生と同様の高等教育を受ける機会の保障をめざした独自の取り組みを行う施設もみられる。これは、学生の学びに対する意欲を尊重し、それに応える教育の場を学生のニーズにあわせて構築していくとする新たな動きであり、新しい学びの場として期待されるものである。

このように障がいのある青年への教育については、「障害者の権利条約」に示された障がい者に対する平等な高等教育機会の確保、および「障害者差別解消法」に示された大学等における障害

者への差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止等を法的根拠として、後期中等教育修了以降の学びの保障、学びの場のあり方について議論を深め、実践につなげていくことが喫緊の課題として求められているのが現状である。

高等教育における障がい学生の受け入れと支援の実施、また、障がいのある青年たちへの平等な教育機会の保障は、障がい児・者教育の分野でも比較的新しいトピックである。多様な学生を受け入れるためには、学生の学び・成長を支える学内におけるサポート体制のあり方、カリキュラム開発等を一層進めていくことが求められる。生前の滝村先生が提起されていた特別なニーズのある学生への支援の拡大・充実について、今後も引き続き検討を進めていきたい。

(古山 萌衣)

5. 統合保育実践研究を生かした保育者の育成

筆者は、「名古屋市の統合保育の歴史と課題」というテーマで研究をすすめてきた。名古屋市においては、障害児と健常児がともに生活することを主たる内容とした統合保育を実施している。拙著(酒井 2007,2008)において名古屋市の統合保育の課題について以下の様に指摘した。制度として障害児保育のはじまった時期(1979年度)に比べると入所児の自閉症候群型が他の障害と比べて増加しており、①自閉症児を含む統合保育の実践研究をすること、②障害児を受け入れるための人的整備を進めること、③保護者・療育機関・小学校などとの連携の必要性があることを指摘した。上記拙著では、自閉症児の統合保育について事例を通して考察することをテーマとしたが、その際に滝村先生のご指導を受けた。本稿では、そのご指導についてふり返り考察する。

5-1. 論文構成の視点について

執筆にあたり、統計・資料により自閉症児や発達障害児の増加を裏付けること、実践事例の詳細な分析と考察を行うこと、統合保育の課題と今後の展望について明示することをはじめ、論文の構成や研究の視点についてご指導いただいた。

そして、何よりも重要な視点は「人権意識に裏付けられた科学的な目を持つこと」である。それは、「障害がある子どもや全ての子どもの発達の権利を保障するために、保育者は一人一人の子どもの発達の違いを理解し援助すること。また、発達の主人公は子どもたち自身である」という視点である。

5-2. 滝村先生の「発達障害者支援法の研究」論文より

一方、滝村先生は、2004年11月に制定された「発達障害者支援法」について保育・教育分野について次の様に述べている。

「早期発見から『就労』、生活支援すべてと関連させて、保育・教育分野での連携の重要性が指

摘されているといえる」（滝村 2006）と触れている。さらに、同法の付帯決議の第二項において「発達障害児に対する保育及び教育的支援と支援体制の整備に当たっては、発達障害児が障害のない児童・生徒とともに育ち学ぶことを基本としつつ、障害児及びその保護者の意思とニーズを最大限尊重すること」と指摘されているとおりである。そして、保育所や幼稚園などの就学前支援の場においても、「今後の大きな課題といえるとして特に『関係機関・施設の連携』と『この分野に従事する教員等の専門性の向上』がいわれる点である」（滝村 2006）と指摘している。

5-3. 統合保育実践と研究を続ける意義について

上記のお考えやご助言を受けて、今後の統合保育の取り組みの方向性を以下の様にまとめた。

1) 入所児の自閉症児や発達障害児の増加

研究当初から現在まで一貫して名古屋市内の保育所における自閉症児の入所が増え続けている。一方、名古屋市内の療育機関の新規相談の予約希望者が 2007 年頃から急激に増加し継続発達相談者の障害種別検査結果の報告から知的障害を伴わない自閉症が突出していることが指摘されている（南部地域療育センターそよ風 2016）。そのため、統合保育の取り組みは今後も一層重要といえる。特に専門機関からの巡回指導や個別支援計画作成を通じて保護者と保育者が子ども理解について共有する機会を設けることは必須である。加えて、地域の関係機関とは日常的に交流する機会を増やし障害がある子どもの小学校へのより良い接続ができるよう連携することも必要である。

2) 障害がある子どもと障害がない子どもが共に育つ統合保育の取り組みの考察

また、統合保育実践における視点については、以下の 5 点が重要であると考察した。

①自閉症児の好きな遊びと居場所（環境）づくりをすること、②要求を受け止めてくれる保育者とのコミュニケーションと愛着関係の形成のプロセスを大切にすること、③年令に合った生活を目指すために生活習慣形成が必要であること、④行事に取り組む時障害がある子の発達過程を理解した個別指導計画作成や子ども同士の関係づくりが必要であること、⑤保護者に統合保育の取り組みを説明し、障害児や保護者の気持ちやニーズを受け止め保護者同士のつながりも大切にすることである。

3) 統合保育の課題と今後の展望

筆者は現在、園長として保育現場で統合保育に取り組んでいる。統合保育は、子ども一人一人の発達過程を理解し取り組むことが求められるので、保育者の「専門性の向上」が課題である。統合保育実践における専門性の向上については、保育士養成機関との連携に加え、園内研修・事例検討会など日々の実践を通じた取り組みが重要である。

具体的には、①統合保育の実践内容を検討して学ぶサイクル（目標や保育方法の選択⇒実践⇒評価⇒実践⇒評価）を導入する、②子どもの内面を理解し子どもに共感する人権意識をもつ、③保護者の思いに寄り添う、④保育実践を通じて学び続ける保育者として成長する、⑤職員同士の協働性を高める、以上 5 点を重視した職員育成に取り組むたいと考える。

そして、園長として保育者として今後も学び続ける姿勢を職員に伝え、関係機関との協力連携

を目指した役割を果たしていきたいと考える。

(酒井 教子)

6. 仏教保育実践研究を進めることへの導き

筆者は、本学大学院人間文化研究科博士前期課程の学びの中で、滝村雅人先生に出会った。大学院の授業を通して、先生の温厚でまじめな人柄に触れ、「社会福祉」への学びを深めたいという思いが増し、研究員として滝村研究室の一員になった。研究テーマを決める時も、筆者でしかできないことだと「仏教保育の研究」へ先生が導いてくださったのである。以下に、「仏教保育実践研究」について述べる。

6-1. 仏教保育について

日本の仏教には多くの宗派が存在する。その代表的な宗派は、法相宗・律宗・華嚴宗・真言宗・天台宗・日蓮宗・浄土宗・浄土真宗・融通念仏宗・時宗・臨済宗・曹洞宗・黄檗宗の13である。

本稿では、浄土真宗の中でも大谷保育協会の「真宗保育」について調査した内容を述べる（平野 2012,2013）。

大谷保育協会は、全国に500もの保育園・幼稚園、その他の施設を持っている。同協会が社団法人となった時の記念すべき第1号の『真宗保育』で祖父江文宏（1982）は、「保育現場で仕立てあげた問いに保育現場の中で答えるという保育実践と、実践によって自らの生きざまを問うという、過去を受けつぎ、現在を生きることで未来に関わっていく、もっとも現実的な歴史をうけつぐことであった」と「真宗保育」について明記している。このことから、「真宗保育」とは、“ともに生きともに育つ保育”の実践であり、上下の関係なくともに同じ基盤の上に平等に立ち、人間として生きる本当の意味を知らされ、子どもも保育者も、自己の存在に喜びを感じ互いが安心してともにいることで、心が開放されて、自ら学ぶことが始まり、相手も自分に影響してくれる間柄であったことに気づかされ、どの人も大切な存在としてかかわり合って育つ保育だと考えられているのである。

6-2. O市7園の真宗保育実践園の見学調査から

O市7園の開設年次は、1948、1949（昭和23、24）年頃が多く、1964（昭和39）年開設となっているG保育園も創設は、1959（昭和34）年であり昭和20年代中期から30年代中期の約10年間に開設されている。この要因の1つに、第二次大戦後の1947（昭和22）年に「学校教育法」や「児童福祉法」が制定され政策的に保育および幼児教育施設の整備がされたことを挙げることができる。同協会所属7園は、経営母体である寺の境内もしくは、寺に隣接している。7園中4園は、城下町であったO市の中心部に位置しており、城の近隣に点在している。また、O市には三河別

院もあり、真宗大谷保育協会所属園の寺院が多くある。また、他の3園は、ややO市の郊外にあり、農村寺院を中心とした農繁期託児所として住民の要望によって設立され、これが現在「保育園」に移行していったと考えられる。戦後の混乱期から1955（昭和30）年代以降の高度成長期に保育需要が高まり、次々に寺が中心となり保育園が設立されたと推測できる。7園とも地域子育て支援の拠点として、働く保護者のニーズを受け入れ、どの園も早朝、延長保育を実施し、夜間22時まで子どもたちを預かっている園もある。お釈迦様が「人はどんな境遇に生まれても、今を尊く、未来に安心して生きていく道はないのか」と問うた内容は園開設の理念となっている。また、同協会加盟園の幼児教育の場では、三つの誓いとして唱和する一つに「わたくしたちは仏の子どもになります」という言葉がある。これは、仏になる者の子ども時代という意味があり、子ども時代を過ごす場である園を寺が作る必要があったのではないだろうか。このような考え方が園開設時期や開設場所に影響しているのだと考えられる。

大谷保育協会は「真宗保育」を「子どもが、そのままにいて安心し、安心している子どもと共にいることで、保育者が自らの矛盾と、人間として生きる本当の意味をしらされ、子どもも保育者も、自己の存在に喜びを感じる営みである」と真宗保育理念をできるだけ平易な表現で述べている。同協会所属園は、そのような理念のもと園を開設し子どもを慈しみ、保護者の意向を汲み取り保育を行ってきたのである。滝村先生からの助言内容として、それぞれの園が開設された時期は世相を物語っている「なぜこの時期に開設する必要があったのか」ということを調査することや立地場所は真宗保育の理念をあらわしているから、「なぜここに子どもが育つ場を設けたのか」ということが「宗祖親鸞聖人が明らかにされた教えの中にあるのか、ないのか」また、「園を開設し子どもを育てる者としてきたあかしの意味は、念仏者の報恩行を意識していたのか」などと、先生がご助言くださったことが糸口になり、研究を進めることになったのである。

真城義麿（2016）は『人間教育を仏法に聞く』において、「出会う前、学ぶ前には発想の中になかったことが『知りたかったのはこのことだ』と知らされ、尊敬できる人との出会いが、人生を変えてくださるのである」と述べているように、筆者は、滝村先生との出会いによって「真宗保育」の考え方を探る糸口を見出せたのである。先生からいただいた問いを常にもち続け今後の研究に活かしたいと考えている。

（平野 仁美）

7. 社会福祉の対象課題とは

2013年8月、私は初めて滝村研究室の扉をたたいた。岐阜大学において高木和美教授のもとで「高齢者の長期療養はいかに保障されているかー住宅型有料老人ホームの事例からー」というテーマで修士論文を仕上げたのち、継続研究できる研究室を探していた。「高齢者の問題は、私たち

労働者が抱える生活問題の一環である」という視点に立って、博士課程において指導を賜ることのできる先生とようやく出会うことができたのである。

そして、滝村先生との対話によって、博士論文の骨子が決まったことに大変感謝している。政策の歴史を辿ることによって、高齢者の生活問題は政策的に作り出されていることを明らかにし、生活問題を構造的に捉えるために、実証研究を行うというものである。実証研究によって、生活問題と労働問題との関連が明らかになり、その上で課題に対して提言をしていくことが論文の意義であると教授いただいた。

まず、「生活問題とは何か」を定義するとき、社会生活の諸条件は、個人の持つ所得によって大きく規定されることを前提とする。つまり、資本主義制度のもとにおいて、階級は資本家と労働者に二分されており、労働者は労働力を売って賃金を得なければならない。その賃金の大小が労働者の生活内容を規定するということである。しかし、疾病や老齢、失業などにより休業や離職を余儀なくされたとき、その状態での生活は、賃金ではなく雇用されていた時の労働条件によって生活内容が規定されるのである。故に、生活問題は労働問題の一環であるといえるのである。

そして、労働問題に社会的に対応するのが社会政策であり、社会政策が対応しきれない生活問題に対応しているのが社会福祉である。その対応は、生活問題すべてにはたらくのではなく、社会政策を補充・代替するものであって、社会福祉は社会政策の従属変数といえるのである。換言すれば、社会福祉が最終的に受け止めるべき課題が拡大していくことは、社会政策の後退であるともいえよう。

滝村先生は、このような視点から、障害者福祉において、「現代社会にあつては、資本主義体制の維持存続に貢献できる能力のある者はともかく、そうした能力に欠けるとみなされる障害者は労働者階級の最底辺に落とし込まれることによって、国家的施策であるところの社会福祉の対象として登場することになる。障害者問題とは、(中略)障害者個人の問題ではなく、社会的に解決すべき問題である。したがって、本来障害者福祉が対象とする「障害者」とは、「社会的障害の担い手」であつて、単に「身体障害」とか「精神薄弱」という個別の「障害」を指すものではない」(滝村 1995:146)と述べておられる。

つまり、社会福祉の対象とは、社会的担い手の種類ではなく、社会的問題のあり方を構造的に捉え、科学的、本質的に対象認識されたものである。また、福祉関係だけではなく、医療、労働、教育、住宅等の政策動向も踏まえて対象論研究を進める必要があるとも言及されている。

私の研究テーマについては、「なぜ長期療養高齢者の行き場が失われているのかを、制度政策の歴史を辿り、問題が政策的に作り出されていることを明らかにせよ」と指導賜った。政策には必ず意図するところがあり、その結果、生活問題が作り出され、その問題に対して後追いに制度改革されていくという流れがある。事実、私はソーシャルワーカーとして働きながら、次々と改変される制度に合わせて、今ある制度の中での支援を余儀なくされている。高齢者とその家族だけが問題を抱えているわけではなく、現場の労働者も同様であり、悩みや困難を抱えているのである。その実感を実証研究として明らかにしていく機会を滝村先生が与えてくださったような気が

する。

近年、社会福祉が担いきれなくなった課題が、個人の問題として国民の自助努力に背負わされがちな現状がある。「政策の意図するところは何か」「社会福祉の対象課題とは何か」という問いを常に持って、私たち社会福祉の研究に携わる者が生活問題に向き合っていくことが大切であると考え。

今後も滝村先生からご指導賜りたいことや、対話を深めたいことが山ほどあったにもかかわらず、先生の急逝は大変悲しいことである。残念ながら、私は滝村研究室の最後の博士課程所属の院生となってしまった。今回の寄稿は、滝村先生の教えを継承していく出発点となればとの思いであり、ご教授いただいたことは全て大切に今後の研究に活かしていきたいと思っている。

生前に賜ったご恩に感謝し、心より先生のご冥福をお祈りしたい。

（野口 史緒）

8. 「精神障がい者の地域生活支援」に取り組む過程から得た学び -社会福祉問題の本質を捉える・対象論・実践の理論化について-

研究に取り組む過程で、滝村先生から社会問題の捉え方や対象論の視点を学び、物事の本質を捉えようとされる先生の姿勢に感銘を受けた。以下にその研究内容と印象に残った学びについて述べる。

8-1. 対象論に基づく家族支援についての文献研究

入学後、滝村先生から1年間領域研究会を学生主体で行うと伝えられた。そこで、学生2名と先生方と4名で、対象論および家族支援について、対話形式で研究会を進めた。先生方が研究助成金の確保や温かい見守りの学習環境を整えてくださり、私達は着想や疑問も含め、多くを学び合った。

研究会終了時に「精神障害者の家族支援についての文献研究」（佐々木・早川 2003）をまとめることができた。3章構成で、1章で精神障がいに関する法制度の経緯を家族の視点で辿り、どのように対象化されてきたのか明らかにした。2章で家族が病因と捉えられた時代から、支援対象となるまでの経緯を心理教育と家族会の視点で辿り、課題を考察した。この過程で、「当事者研究」という研究を知り、筆者に質問に行かせて頂き最新の研究内容も加え3章で考察することができた。

8-2. 精神障がい者の地域生活支援

次に滝村先生に指導を受けた、修士論文（佐々木 2004）の要旨を述べる。

1) 問題の所在と研究の必要性

日本には社会防衛的な事由により、スティグマを与える集団を意図的に作り出してきた歴史がある。精神障がいの方も同様で、現在もその状況が色濃く残り、社会的入院下におかれている。世界的動向や人権擁護の立場からも政策転換が必要であり、精神障がいの方の地域生活の状況を知り、改善の一助となる研究に取り組みたいと考えた。

2) 研究目的と方法

第1部は、精神障がいの方がどのように社会福祉政策の対象とされてきたのか、歴史的展開過程を明らかにしようと考え、新聞や各白書、卒業アルバムや専門誌を用い、養老律令から論文開始時期までの年表を作成し、精神障害福祉の捉え方の転換点となった時代ごとに対象論の視点で考察した。第2部は、精神障害福祉の地域生活支援の実践理念と内容を実践者に調査し、対象論の視点で考察した。

3) 研究結果

(1)近代以前わずかに福祉的処遇があったが、恐怖等による保護監禁対象であった。明治以降の資本主義発展の時代では、社会防衛・治安維持の国策としての精神病対策および警察の管理・家族の監護対象で、衛生行政の発展後も優生思想で排除の対象、戦後の混乱と民主主義に基づき社会事業が確立し高度経済成長時代でも精神医療の保護対象であった。1960年代に事件や運動体の活動、海外からの外圧を背景に議論が起り、社会復帰施策や専門職能団体が設立、1993年「障害者基本法」1997年「精神保健福祉法」の成立で、精神障がいの方は、やっと社会福祉対象となった。以上のことから長期間、当事者・社会に最善の方法とされてきた保護隔離政策による対象観が、現在の精神障がいの方の地域生活の困難さに影響していると考えた。

(2)実践者は、日常生活場面の支援、本人の主体形成と本人およびコミュニティへのエンパワメント支援、専門職者の代弁と生き方支援、そして住民の反対運動において反対者を支援者に巻き込む支援に取り組んでいた。実践課題は、住民の福祉意識の成熟、専門職者のストレングス視点、法内施設と法外施設に対象分化された弊害に取り組むことが述べられた。厳寒の地域から日雇い労働者の町等で行われていた情熱的な実践は感動的であり、滝村先生からこの力強い実践の意味づけを学びながら、論文作成を進めた。

8-3. 研究を通して滝村先生から学んだ3つの視点

1) 社会福祉問題の本質を捉える視点である。社会福祉は理論的考察に裏づけされた実践科学の学問である。社会構造や社会福祉政策の歴史的経緯や現状に注目し、社会問題の本質に目を向け、どうすれば問題の本質的な解決が可能か、常に社会状況と社会福祉実践の対象との相互作用を見据える視点を学ばせて頂いた。

2) 対象論の視点である。養老律令からの年表作成は苦しかった。しかし年表を作成し、歴史的経緯の中で対象規定されてきた実践対象を理解し、内在する問題の本質を知ろうとする視点は、私の価値観を大きく揺さぶり、その後の研究活動に大きな影響を与える学びとなった。

3) 実践の理論化の視点である。実践を理論的に考察し、その考察を基に創造的に実践を展開

し、そこから実践理念を導き出し、再度理論的な考察を加える。このような螺旋構造で実践に基づき理論を構築する重要性を学んだ。「本質論の視点を携え、精神障がいの方の地域生活を可能にしようとする取り組み先駆的实践者の活動に注目すれば、実践の理論化が可能になる」と、先生の信念として何度も語って頂いた（滝村 2003）。先生の信念から得た学びを、今後の実践・教育・研究に活かしていきたい。

この機会をくださった先生方や同窓生の皆様、ご家族の皆様に深謝し、滝村先生に心から感謝し、ご冥福をお祈りいたします。

（佐々木 裕子）

9. 論文の作法——「である」と言い切ることと、漠然とした概念を使わないこと

私はおよそ2年半、滝村先生にご指導いただいた。ここでは、先生から指導を受けたことの中から、論文の作法として「である」と言い切ることと、漠然とした概念を使わないことについて述べていくことにする。

滝村先生からの指導で最初の頃に言われたのが、論文では基本的に「である」を使うようにということである。文末は「である」と言い切ること、そこまで言い切ること躊躇がある場合は「といえる」とするのも多少許されること、また過去形で「であった」を使うこともあるというのが、先生がいう論文の作法である。先生は、論文には形式的条件と内容的条件があり、まず形式的条件をクリアすることが前提だと仰っていた。その形式的条件のひとつが、文末を「である」にすることである。

ただし、滝村先生が「である」を使うようにと仰っていたのは、形式的な理由だけではなく。そういえるのは、私が論文指導を受ける中で、「ここは『である』と言い切ってしまうとよい」といった指摘を受けることがあったからである。形式的条件のほかに「である」と言い切るべき理由について、私の理解が追いついている限りではあるが、次のように認識している。

その理由とは、客観的・科学的に論じていることを、文体を通して示すためである。学術論文で鍵となるのは、客観的論拠を積み重ね、その論拠を科学的に分析したうえで結論を導くことといえる。すなわち、「と考える」や「と思われる」ではなく、いかに「である」を使って論を進められるかが、学術論文としての質を左右するのである。

また先生は、見た目の現象と問題の本質との間にはズレが存在しており、現象を把握し分析したうえで本質を見出すことこそが、社会科学の研究であると仰っていた。すなわち、現象を「である」と言い切れるように把握し、「である」と言い切れるように分析を加え、本質を「である」の形で提示するのが、学術論文のあるべき姿ということである。

もうひとつ、滝村先生に指導いただいたことの中からはとりあげるの、論文では漠然とした概

念を使わないことである。たとえば、この10年ほどだと思うが、世間で「生きづらさ」という言葉が多く使われるようになってきている。その影響は社会福祉学の研究領域にも及んでいるようで、日本社会福祉学会の大会に参加した際、「生きづらさ」を多用した口頭発表を聴いたことがある。先生は、こうした風潮に対して批判的な見方をしており、「学会発表の場でこういう言葉をむやみに使うなよ…」と、ぼやき混じりに仰っていたのを憶えている。

「生きづらさ」という言葉は、たとえば発達障害者や生活困窮者、セクシャルマイノリティ、ひきこもりの人などが、生きるうえで何らかの困難さを抱えていることを指して呼ばれる。また、「生きづらさ」という言葉が使われる文脈では、「生きづらさ」が生じている背景として、社会に何らかの問題があるとの言説がなされる。このように、「生きづらさ」という概念の意味内容は、一見わかりやすいようであるが、かなり漠然としたものである。

実際には、発達障害者をもつ困難さや、生活困窮者をもつ困難さ、セクシャルマイノリティがもつ困難さ、ひきこもりの人をもつ困難さには、共通する部分もあるかもしれないが、異なる部分が多いはずである。なぜなら、これらの人々をもつ個人的属性が異なることに加え、これらの属性に対する社会の捉え方が異なるからである。また、「生きづらさ」という概念が指し示すものは、存在する現象自体を把握したものではなく、いくつもの現象が重なる中において主観的に感受されているものである。それにもかかわらず、「生きづらさ」と呼ぶべき固有の現象があるとの前提で論じてしまうなら、本質に迫ることは難しいといえる。

私の研究は、先生が専門としてきた法令や通知、意見具申などを分析材料とする研究とはやや異なり、政策側や運動側、あるいは論者らによってなされる言説をおもな分析材料とするものである。先生からは、この種の研究は特定の思想が入り込みやすいので注意するようにと、忠告を受けてきた。しばしば主観にもとづいて発せられる言説を、いかに客観的に把握し分析したうえで本質に迫れるかが、私の研究には重要であるということだと理解している。研究に取り組むうえで、本質に迫ろうとする姿勢と意識をもつことの大事さを、この文章を執筆しながらあらためて肝に銘じているところである。

(増田 洋介)

10. 「高齢者介護制度」の変遷をまとめる中で見えてきたこと

滝村雅人先生の訃報に接して約9ヶ月が経つ。やっと完成した年表「日本における高齢者福祉政策の変遷—高齢者介護に焦点をあてて—」(A3サイズ縦26頁)を読み解きながら、先生とともに検討すべきことがまだたくさんあると、胸の奥から喪失感が湧き上がってくる。

年代順に著す戦後日本の社会保障・社会福祉の政策動向先行研究は多く存在するが(古川1998; 宮田1996等)、「高齢者介護」に絞り込んだ現在までの研究は無いようだ。

筆者は、まず縦に時間軸をとった。横には「社会・経済の動き及び関連政策」と、大項目「高

高齢者福祉『社会的介護』及び『介護の社会化』の中に、6の中項目「高齢者福祉と『老人福祉法』『介護保険法』等」「高齢者医療と『老人保健法』」「担い手に関する政策」「影響を与えた審議会等提言、報告、調査等』『厚生（労働）白書』等」「関連団体の動き」、合わせて7項目を設けた。

年表は現在検閲中だが、時期区分のために変遷をまとめた概略、メモを（表1：拡大した表は注に再掲載）に表わしてみる。

年代	1945～1949	1950～1959	1960～1969	1970～1979	1980～1989	1990～1999	2000～2009	2010～2016
高齢者介護	養老施設での混合処遇・救済対策：国民皆保険皆年金			「高齢者保健福祉推進十か年戦略」 新「高齢者保健福祉推進十か年戦略」 「今後5か年の高齢者保健福祉施策の方向」 福祉八法改正（実施責任国から基礎自治体へ） 「高齢社会対策基本法」 介護保障保険方式等検討開始 「介護保険制度」導入～ 第4次改正「介護保険法」				
施設	「老人福祉法」特別養護老人ホーム創設 「社会福祉施設緊急整備5ヵ年計画」 入所者費用一部負担導入							
居宅	家政婦派遣：ホームヘルパーサービス制度化 ショートステイ・デイサービス等の事業として：在宅介護支援センター創設							
担い手	施設は寮母、居宅はホームヘルパー：「社会福祉士及び介護福祉士法」 パート化有料化							
医療	老人医療費無料化：一部自己負担導入 老人保健施設創設：訪問看護制度開始 地域包括ケアシステム創設							
団体等	社会福祉法人規定		『居宅寝たきり老人実態調査報告書』全社協 地域福祉研究会議開催全社協 『住民参加型福祉サービスの展開と課題』全社協					
政府方針	「日本国憲法制定」25条生存権と国の責務明記：			福祉元年：赤字国債発行：増税なき財政再建：		「社会福祉基礎構造改革」：		「社会保障・税一体改革関連法案」 「社会保障制度改革推進法」

介護の必要な高齢者が政策の中で対象化され、入所施設「特別養護老人ホーム」が創設されたのは、国民皆保険・皆年金制度実施後、救済対策後である。その後政策は複雑に進展・後退をする。その背景には『居宅寝たきり老人実態調査』（全国社会福祉協議会）や有吉佐和子の『恍惚の人』（新潮社）がベストセラーになるなど「介護」が社会問題とされたこと、政権与党の赤字国債発行後の「増税なき財政再建」失敗や税制改革を打ち出して頓挫することへの恐れなどがある。

必要量も質も充足はしていないが、初めて数値目標を明示した「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」が進行する傍らで、介護保障の保険化（介護保険制度創設）が展開し施行された。虐待等特別な事例以外は「高齢者介護」は「介護保険法」に移行し、国の責務が後景に退く。「介護の社会化」を謳った制度も変容を繰り返し、財源不足を理由に保険料は上がり、給付は下がり、様々な問題を抱えながら第4次改正「介護保険法」が施行中である。

今後は、年表を手掛かりに「生活問題」解決手段としての「社会福祉政策」（介護政策）の課題を明らかにし、「見聞や体験から独断せず、先行研究を検討して主張の根拠を提示しなさい」との教えを守り、研究を継続すると報告をして追悼の研究ノートとする。

（石井（岡）久美子）

おわりに

「理論と実践は車の両輪である。」

「目の前にいる人、その家族をまるごと捉える視点、表出している問題だけにとらわれない視点が重要である。」

「表出している現象を個人の問題ではなく、社会問題として捉えた時にこそ、真に必要な支援が見えてくる。」

これらは、滝村先生が生前、授業やゼミなどで繰り返し強調しておられた言葉である³⁾。本稿において、各執筆者が述べていたこともすべてこれらの言葉に密接に関連している。これらの言葉は、「滝村ゼミ同窓会（以下、同窓会）」においても度々耳にすることがあった。そこで、同窓会における滝村先生のご教授の様子を紹介することで、本稿のまとめにかえさせていただきたい。

同窓会は、毎年6月下旬頃に開催されており、名古屋市立大学人文社会学部1期生卒業後の2000年から始まり、先生がご逝去される2015年まで計16回開催された。滝村先生はもちろん、3年生以上の学部ゼミ生と院生、研究員、そして卒業生が一堂に会するが、居酒屋でざっくばらんに近況などを報告し合うというカジュアルな会であった。同窓会開催に際して、滝村先生は同窓生への連絡をはじめとする実務をなさっており、ご多忙の中でご負担は大きかったと推測されるが、ご逝去される年まで必ず毎年1回の実施を維持しておられた。先生は、同窓会に並々ならぬ思い入れがおりであったことがうかがえる。

滝村ゼミの卒業生は、一般企業に就職した人も多いが、障害者支援施設、保育所、児童養護施設、社会福祉協議会、病院等における社会福祉の実践家を多数輩出している。さらに、市役所、福祉用具企業の職員など、社会福祉に関連する分野で活躍する人物についても幅広く輩出している。大学院生及び修了生については、前述した職業に加えて、保育・社会福祉・看護などを専門とする現役の大学教員が在籍、あるいは修了後大学教員として就職していたり、NPOや研究所、一般社団法人等を自ら設立し、新たな実践を開拓してそれを社会に発信したりしている。

現在、福祉現場だけでなく企業においても若者の早期離職は問題となっている。それは若者側に理由があるというよりも、いわゆる「ブラック企業」の登場に象徴される通り、バブル崩壊以降の雇用環境の悪化が早期離職を促進させていると考えられる。特に、制度の不備や立ち遅れから利用者の生活水準が低位に位置づけられている社会福祉施設等において、利用者のQOL向上を指向する立場である職員は、制度と理念との間の矛盾を一身に抱え実践にあたらなければならないという難しさがある。また、福祉現場職員の待遇や雇用環境に関しても、制度的不備が連動しており、長年改善が指摘され続けるような厳しい状況である。そして、いずれの職場においても、そこに身を置いてしまうと目の前の問題にとらわれ、仕事もうまくいかない理由をどこに見出し、どうしてよいかわからない状態に陥ってしまうことが多いと推測される。そのような悩みを抱える卒業生・修了生たちが、自分を表現しつながら合う取り組みとして、滝村先生は同窓会を開催されていたのではないかと考えている。

実際に同窓会は、参加者が相互に交流をするなかで何らかの気づきを得たり、互いに励まし合ったりする機会となっていた。在学生にとっては、社会人となった先輩から仕事や家庭に関する話などが聞ける刺激的な機会であったし、卒業生・修了生にとっては、旧友や先輩・後輩との再会を喜び、友好を深めるだけでなく、滝村先生から直々に励ましや助言を受ける貴重な機会であったのである。

そして、同窓会において社会福祉実践に関して悩みを打ち明けた卒業生・修了生に対して先生は、丁寧に聞き取りをされた後、冒頭の言葉をおっしゃり、もっと理論的に実践が見つめられるよう、研究会への参加や大学院への進学を検討することなどを助言されていた。先生は、「理論と実践を車の両輪」として捉えられるような社会福祉の実践家を養成するには、大学院修士以上の教育が必要であると考えておられたようである。同時に、社会人としてキャリアを積んでいる現役院生・修了生などから話を聞くように勧めるなど、同窓生同士の交流を深めるよう促していらっしやった。

卒業生へのご助言を傍らで拝聴し、先生の卒業生への思いとご指導やご配慮のきめ細やかさに感嘆すると同時に、社会福祉実践者養成の神髄を教えられたように感じたものである。なお、筆者も滝村先生から紹介を受けた同窓生の方々との交流によって研究上教育上、たくさんの支援と示唆を頂いている。

16年間継続されてきた「滝村ゼミ同窓会」は、滝村先生を囲んで開催することが叶わなくなってしまう。今後、出産や育児、介護や看取り等人生の節目を経験して人間的にも成長し、社会福祉実践家等として着実にキャリアを積み上げていく同窓生たちに、先生はどのような言葉をかけるのか、もはやそれを傍らで聞くことはできないのである。

一方、先生から直接的にも間接的にも多くの教えを賜ってきたことを改めて実感している。本稿においても、執筆者の協力がスムーズかつ迅速に得られた。これは、滝村先生が私たち院生等を日頃から研究「仲間」として共に育ててくださったおかげである。先生によって培われた同窓生のつながりをかけがえのないものとして大切に、その教えを守っていきたいと考えている。

滝村先生への感謝の気持ちを胸に、前を向いて一步一步進んでいきたい。

（吉田 幸恵）

注

- 1) 本稿で政策主体とは、日本政府および文部科学省を指すものとする。
- 2) 正式な名称は「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」である。
- 3) これらの言葉に関しては、先生のご著書である『地域の中で暮らしを支える—共同作業所の役割』（さんえい出版、2004年）において先生のお考えが詳述されているので参照されたい（特に第6章）。先生は、この書の舞台といえる共同作業所「ラッコハウス」において、数年に一度ゼミ合宿を実施し、その理念や実践を

ゼミ生に伝えておられた。筆者ら（吉田・古山）も2008年に参加させていただいた。

表1. 高齢者介護政策変遷の概略—時期区分のためのメモ

年代	1945～1949	1950～1959	1960～1969	1970～1979	1980～1989	1990～1999	2000～2009	2010～2016
高齢者 介護	養老施設での混合処遇・救済対策；国民皆保険皆年金				「高齢者保健福祉推進十か年戦略」 新「高齢者保健福祉推進十か年戦略」			
						福祉八法改正（実施責任国から基礎自治体へ） 「高齢社会対策基本法」 介護保障方式等検討開始 「介護保険制度」導入～ 第4次改正「介護保険法」		
施設			「老人福祉法」特別養護老人ホーム創設 「社会福祉施設緊急整備5か年計画」 入所者費用一部負担導入					
居宅		家政婦派遣；ホームヘルプサービス制度化						
担い手			施設は寮母，居宅はホームヘルパー	シヨートステイ・デイサービス国の事業として；在宅介護支援センター創設				
医療				施設は寮母，居宅はホームヘルパー；「社会福祉士及び介護福祉士法」 パート化有料化				
				老人医療費無料化；一部自己負担導入 老人保健施設創設；訪問看護制度開始				地域包括ケアシステム創設
団体等		社会福祉法人規定		『居宅費たきり老人実態調査報告書』全社協 地域福祉研究会議開催全社協				
政府 方針		「日本国憲法制定」25条生存権と国の責務明記； 福祉元年；赤字国債発行；増税なき財政再建；「社会福祉基礎構造改革」； 「社会保険・税一体改革関連法案」 「社会保険制度改革推進法」						

【引用文献】

- 荒川智（2010）『障害のある子どもの教育改革提言—インクルーシブな学校づくり・地域づくり—』全国障害者問題研究会出版部,67.
- 古川孝順（1998）『社会福祉基礎構造改革—その課題と展望—』誠信書房.
- 平野仁美（2012）「真宗保育実践に関する研究：大谷保育協会所属園の見学を通して」『同朋福祉』18, 113-143.
- 平野仁美（2013）「大谷保育協会の『総合テーマ』についての研究：『真宗保育』を中心に」『同朋福祉』19, 167-192.
- 真城義麿（2016）『人間教育を仏法に聞く』大谷派学校連合会結成 50 周年記念誌.
- 宮田和明（1996）『現代日本社会福祉政策論』ミネルヴァ書房.
- 文部科学省（2003）「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」.
(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1361204.htm)
- 文部科学省（2014）「平成 26 年度学校基本調査」.
- 酒井教子（2007）「名古屋市における統合保育の歴史と課題」『人間文化研究』8,157-171.
- 酒井教子（2008）「名古屋市における統合保育の課題—自閉症児との統合保育の事例を通して考える—」
『人間文化研究』10, 187-200.
- 佐々木裕子・早川由美（2003）「精神障害者の家族支援についての文献研究—歴史的経緯と当事者研究から支援の方向性を探る—」『人間文化研究』1, 93-108.
- 佐々木裕子（2004）「精神障害者の地域生活支援」名古屋市立大学大学院人間文化研究科平成 15 年度修士論文.
- 社会福祉法人名古屋キリスト教社会館 南部地域療育センターそよ風（2016）「2015 年度 事業概要」.
- 祖父江文宏（1982）『真宗保育』1,大谷保育協会.
- 滝村雅人（1995）「第 5 章 障害者福祉—身体障害者福祉法を中心に—」中垣昌美編『社会福祉対象論』さんえい出版.
- 滝村雅人（2003）『対象論的視点による障害者福祉制度』さんえい出版.
- 滝村雅人（2004）『地域の中でくらしを支える—共同作業所の役割』さんえい出版.
- 滝村雅人（2006）「発達障害者支援法の研究」『人間文化研究』5, 67-82.

【参考文献】

- 社団法人大谷保育協会（2008）『真宗保育のあゆみ—本協会社団法人設立 30 年—』.
- 社団法人大谷保育協会（1982-2011）『真宗保育』1-349.
- 滝村雅人（2007）『特別支援教育』のあり方を考える』『人間文化研究』8, 59-74.
- 滝村雅人（2008）「発達障害者支援法の意義と課題」『障害者問題研究』36(1), 35-40.
- 滝村雅人・亀丸武臣・野中壽子・奥平俊子（2008）「発達障害児とその保護者への支援の必要性」『人間文化研究』10, 171-186.
- 滝村雅人（2011）「発達障害学生への支援」『人間文化研究』15, 41-55.
- 滝村雅人・野中壽子（2011）「発達障害児への地域での支援」『人間文化研究』16, 55-67.
- 滝村雅人（2012）「障害学生支援の取り組み：学生の活動からの考察」『人間文化研究』18, 275-289.

